

議案第 88 号

石岡市動物の愛護及び管理に関する条例を制定することについて

石岡市動物の愛護及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 29 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

動物の習性に関する正しい知識に基づく飼養方法及び管理に関し必要な事項及び基本理念を定めることにより、市民一人一人の動物を愛護する心を育み、人と動物の調和のとれた共生社会を実現するため。

石岡市動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、動物の習性に関する正しい知識に基づく飼養方法及び管理に関し必要な事項及び基本理念を定めることにより、市民一人一人の動物を愛護する心を育み、人と動物の調和のとれた共生社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人と動物の調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主等がそれぞれの役割を果たしつつ、動物は命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを理解した上で、人と動物がともに生活することで起こる社会的課題の解決を通じて誰もが他者を思いやることのできるものでなければならない。

(定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 所有者又は占有者のある動物でほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主等 動物を所有している者又は飼養及び保管（以下「飼養」という。）している者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主等の責務)

第6条 飼い主等は、動物が命あるものであることを十分に認識するとともに、自らが飼養している動物の健康及び安全の保持、人の生命、身体又は財産への危害防止並びに動物の飼養を通じた他人への迷惑防止に常に留意

し、動物を終生にわたり飼養しなければならない。

- 2 飼い主等は、やむを得ず当該動物を飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することのできる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 3 飼い主等は、日頃から大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における動物の飼養に備えた準備をし、災害時においても責任を持った飼養に努めるものとする。

（飼い主等の遵守事項）

第7条 飼い主等は、次に掲げる事項を遵守し、飼養しなければならない。

- (1) 動物の種類及び発育状況に応じて、適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 動物の種類、習性等に応じた飼養施設を設けること。
- (3) 汚物及び汚水を適正に処理することにより、飼養施設及びその周辺を清潔に保ち、悪臭、害虫等の発生を防止すること。
- (4) 動物が公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は人に迷惑をかけないようにすること。
- (5) 飼養する動物が逸走した場合は、自らの責任で捜索し、収容すること。

（犬の飼い主等の遵守事項）

第8条 犬の飼い主等は、前条に定めるもののほか、飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼養する犬を常時けい留（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがないように丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はおりに入れる等の措置をとることをいう。以下同じ。）しておくこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 住居その他の建物の内部又は堅固な塀、さく等で囲まれた場所において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがない方法で犬を飼養するとき。

イ 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために使用し、又は人畜に危害を加えるおそれのない方法で運動させ、若しくは移動させるとき。

ウ 飼養する犬を制御できる者が、人畜に危害を加えるおそれのない方

法で運動させ、又は移動させるとき。

エ その他規則で定めるとき。

- (2) 他人へのかみつき行為を予防すること。
- (3) 飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

(猫の飼い主等の遵守事項)

第9条 猫の飼い主等は、第7条に定めるもののほか、飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼養する猫の健康と安全保持の観点及び近隣住民への迷惑を予防する観点から、屋内での飼養に努めること。
- (2) やむを得ず屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、不妊又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

(災害時の動物の保護)

第10条 市長は、災害時において、動物の保護について規則で定める措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。